

(参考)

新しい河川整備の計画制度について

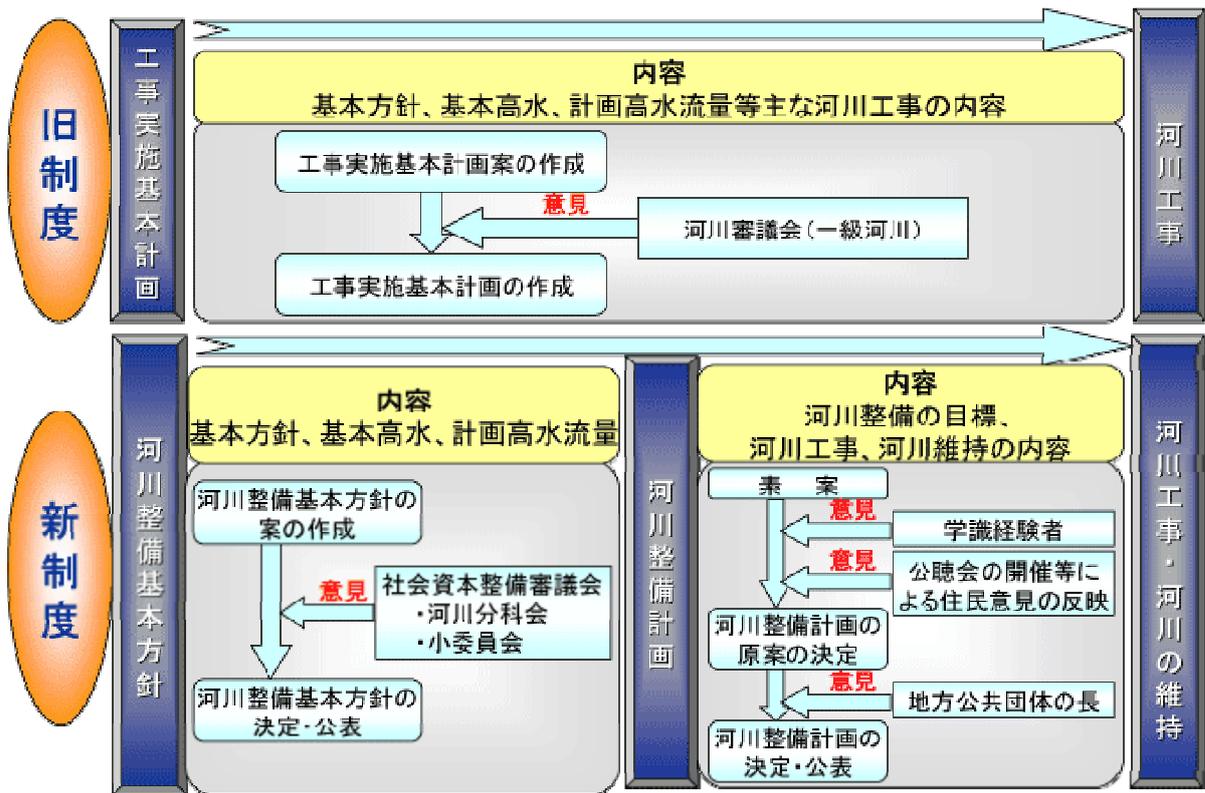
1. 河川法の改正

明治 29 年に旧河川法が制定され、我が国で最初の近代的な公物管理制度として、河川管理についての体系的な法制度が確立されました。その後、治水・利水両面にわたり、水系一貫の総合的・統一的な河川管理に対する要求に応えるため、昭和 39 年、新河川法が制定されました。

新河川法制定後も、時代の変化に応じていくつかの改正が行われ、平成9年には、第1条の目的に「河川環境の整備と保全」を新たに加えるほか、地域の意向を反映する河川整備計画制度を導入するなどの改正がなされました。

2. 河川整備の計画制度

従来の河川法では、水系ごとに「工事実施基本計画」において河川工事の基本となるべき事項を定めることとしていましたが、平成9年の改正により、これを「河川整備基本方針」と「河川整備計画」に区分し、後者については、具体的な川づくりが明らかになるように工事実施基本計画よりもさらに具体化するとともに、地域の意向を反映する手続きを導入することとしました。



「河川整備基本方針」は、水系における治水、利水、河川環境等の河川管理の長期的な方針を総合的に定めるもので、従前の工事実施基本計画で記載されていなかった河川環境の整備と保全や維持管理等に関する方針についても記載しています。

「河川整備計画」は、河川整備基本方針に沿って今後20～30年の間に計画的に行われるべき河川工事や維持管理の内容を定めるもので、学識者や流域にお住まいの方々のご意見を聴きながら作成してまいります。

3. 河川法(昭和39年法律第167号)(抄)

(河川整備基本方針)

第16条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

2 (略)

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4～6 (略)

(河川整備計画)

第16条の2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

2 (略)

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5～7 (略)